

川西市告示第71号

指定金融機関等の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項の規定により、本市の公金の事務を取り扱わせる指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を別紙のとおり定める。

令和7年7月1日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 金融機関名

(1) 指定金融機関名 株式会社 池田泉州銀行 本(支)店

(取扱事務) 公金の収納及び支払事務

(2) 指定代理金融機関名 株式会社 三井住友銀行
株式会社 りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行
株式会社 但馬銀行
株式会社 みなと銀行
尼崎信用金庫

兵庫六甲農業協同組合 各本(支)店

(取扱事務) 公金の収納及び支払事務の一部

(3) 収納代理金融機関名 株式会社 みずほ銀行
株式会社 三菱UFJ銀行
株式会社 京都銀行
株式会社 山陰合同銀行
株式会社 徳島大正銀行
近畿労働金庫 各本(支)店
株式会社 ゆうちょ銀行

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び
和歌山県の直営店

(同銀行が事務を委託する日本郵便株式会社の
営業所である郵便局を含む。)

(取扱事務) 公金の収納事務

2 期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで